
平成21年第9回大和町議会定例会会議録

平成21年12月11日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善春 君
副 町 長	千坂 正志 君	産業振興課長	庄司 正巳 君
教 育 長	堀籠 美子 君	都市建設課長	高橋 久 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
総務 まちづくり 課長	遠藤 幸則 君	会計管理者兼 会計課長	浅野 雅勝 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	教育総務課長	織田 誠二 君
税 務 課 参 事	森 茂 君	生涯学習課長	八島 勇幸 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	総務課 まちづくり 対策官	千葉 恵右 君
環境生活課長	高橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策官	浅井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤 眞也	主 査	藤原 孝義
班 長	瀬戸 正志		

議事日程

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「議案第 88号 大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例」
- 日程第 3 「議案第 89号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 4 「議案第 90号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 91号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 92号 大和道路占用料等条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 93号 平成21年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 8 「議案第 94号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 9 「議案第 95号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 10 「議案第 96号 平成21年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第 11 「議案第 97号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第 12 「議案第 98号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算」
- 日程第 13 「議案第 99号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 14 「議案第 100号 平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 15 「議案第 101号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 16 「議案第 102号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第 17 「議案第 103号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 18 「議案第 104号 訴えの提起について」
- 日程第 19 「議案第 105号 黒川地域行政事務組合理約の一部を変更する規約」
- 日程第 20 「議案第 106号 平成21年度大和町立小中学校地上デジタルテレビ購入事業備品売買契約について」
- 日程第 21 「議案第 107号 平成21年度大和町立小中学校校務用パソコン及び校内LAN整備事業備品売買契約について」
- 日程第 22 「委発第2号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則」
- 日程第 23 「委発第3号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書」
- 日程第 24 「委員長報告（平成21年請願第1号「畜産経営の飼料高騰及び不況による経営危機に対する助成に関する請願書」）」

日程第25 「請願第2号 「協同労働の協同組合法」(仮称)早期制定を求める
ことについて」

日程第26 「請願第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」

日程第27 「所管事務調査の申し出について」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時29分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、こんにちは。

ただいまから本会議を開催します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番堀籠日出子
さん及び9番馬場久雄君を指名します。

日程第2「議案第88号 大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案第88号 大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の
制限に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に
入ります。質疑ありませんか。9番馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)

この条例案に関して説明いただいたんですが、公の施設で町及び町教育委員会で管理するすべての施設というふうに説明ありました。58施設25公園。この中で、教育委員会の所管に属する民俗談話室がないような気がするとか、ないと思うんですが、これは該当しないのかどうか。

それと、過去、公の施設の使用、こういったものを制定する前に、そういった、触れるような、抵触するような事案とか、そういったものが過去あったのかどうか、その辺、お伺いします。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

馬場議員のご質問にお答え申し上げます。

今回、別表で挙げました施設につきましては、許可をする施設という形で、例えば民俗談話室やひだまりの丘の総合福祉センターなどは、初めから許可をしない施設でございますので、それについては許可条項がございませんので貸し出しはできないという形で省いております。

また、過去の事例につきましては、まほろば等も確認をしていないんですが、そういった事例はまだなかったというふうな状況でございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)

許可を必要としない施設が談話室のほかに多少あるということなんですが、あわせて、せっかくこういった暴力団の締めつけとか、そういった効果をあらわそうということで公の施設を制定するんですが、談話室も含めて、そのほかに各區で、もしくは町内会で管理している集会所とか施設があるんです。そういったものにはもちろん適用にはならないわけなんですけれども、町として暴力団排除という理念からすれば、そういう区所

有というか、区管理の施設に対して、何らかのやはり同調した働きかけをこの際だからするべきじゃないかと思うんですけれども、その件に関していかがですか。

議長（大須賀 啓君）

総務課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

区所管関係の集会所等の施設の部分についてでございますが、今回、条例を出させていただいたのは、町所管、教育委員会所管の部分でございました。今、議員おっしゃるような形で、各区での集会所というような場合、通常は多分、許可なんかはしていないかと思うんですが、紛らわしい申請というんでしょうか、そういう場合は、町の方と、今回、この条例後には大和警察署と協定書を事務の取り扱い上、結ぶわけでございますが、その中には申請団体、個人名もあるかと思うんですが、それが暴力団関係者かどうかというような情報については、こちらの方でもすぐつかめますので、大和町を通じた形で、そういった形で各施設の区の方にもお知らせはできるかなというふうに思っております。

議長（大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番（馬場久雄君）

やはり町一丸となってこういったものを徹底してやっていくということが効果をあらわす結果になると思うので、機会を見つけて、区長会なりなんなり、集まりがあるわけですから、こういったことで町が取り組むんだということで、それを一部、そういう施設だからということで見逃してしまうということは非常によろしくないと思うので、担当部署としてもその辺、協力をお願いするように、何か通達を出すなり協力を仰ぐべきだと思うので、ぜひそれを実行してもらいたいと思っています。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

おっしゃるとおり、今回、条例の可決をいただければ、町の方でこのような暴力団を公の施設から排除するというような形での条例の制定という内容をお伝えして、区長会等も年2回あるわけでございますので、そういった機会を通じて知らせていきたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに討論ありませんか。（「質問」の声あり）16番桜井辰太郎君。

1 6 番 （桜井辰太郎君）

今回の条例については、行政として、こういう施設の使用の制限に対する対応するための委員会とか、あるいはどういう人たちが入って委員会とかそういうふうなのをつくって、そしてこれを実行しようとしているのかということが、ちょっと私には見えない部分がございます。第5条の中に「町長が別に定める」というふうな規定もございますけれども、やっぱりそういうところを行政の、対応する検討委員会だとかそういうのも私はつくるべきではないかなというふうに思っています。そして、そういう対応をするための、毅然とした対応をするためのマニュアルなども研修を重ねながらやっていかないとわからないし、それから、暴力団のほかに露天商組合の方々もおるわけでありましてけれども、そういう人たちの証明というものを出していただいて、そして公の施設の中でやっていただく方法だとか、いろんな方法が私はあるかと。規制するだけじゃなくして。やっぱり、そういう露天商組合と暴力団との関係というものをきちんと、どう対応したらいいかということが見えてこない部分がございますので、そういう対応はどういうふうにしていくのか。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

桜井議員のご質問でございます。

まず、委員会等を立ち上げてはどうかというふうなことでございますが、今回の条例の案件につきましては、あくまでも施設からの排除を目指すものでありますので、各施設の許可に関して、あと指定管理者もここに入ってくるわけでありますので、もちろん指定管理者の方にもこういった形では伝えていくわけですが、暴力団を追放するための委員会という意味合いかというふうには思っているんですが、町の方では防犯協会等がございますので、そういった面での活用も当然出てくるのかなと思っておりますし、ただ、行政の部分では、職員を対象に暴力団の暴対法の関係での研修会も既に実施をしております、それに合わせた形で対応するマニュアルも作成をした中で各職員にも配っている状況でございます。また、露天商との兼ね合いというんですが、これについては大和警察署の中での協議との連携の中で進めていくべきものかなというふうに思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
桜井辰太郎君。

1 6 番 （桜井辰太郎君）

防犯協会等の中でいろんな議論をしながら、あるいは職員の人たちが研修も既にやって、そして毅然として対応と、それから組織としてのあり方や、あるいは情報提供などもいただくようになっているというふうな説明でありますけれども、やっぱり露天商と暴力団との関係というのはまるっきり違うわけでありますから、そういうところをきちっと対応策を考えていかなきゃならないし、いざというときには職員の人たちがやっぱり冷静沈着に対応していかなければならないことでもあるし、それから、職員だけじゃなくして、それぞれの例えば体協だとか老人クラブだとか、いろんなそういう人たちも、ややもすると、そういう形の人たちが知らない中で受け入れることだってあるわけでありますから、そういうところの啓蒙活動というのは行政できちんとやり、そして、一つの形として、さっき申し

上げましたけれども、やっぱり行政として対応していくための組織検討を、例えば総務課長が中心になってそういう対応をしていく。そういうことなどもやっぱり確立をしていくということが私は必要じゃないかというふうに思っております。巧妙な中でのこういう条例でありますから、ざるになってはまずいわけではありますが、どうですか。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

議員のご質問にお答え申し上げます。

町としましては、暴力団に関しましては公営住宅からの部分での排除のものももう既に条例化の中で決議をいただいている状況でございますし、また、入札関係でもそういった形で進めております。もう少し広い意味で、町全体の中での取り組みをというふうなご提案かと思しますので、それについては参考にさせていただきたいというふうに思っております。

議長（大須賀 啓君）

桜井辰太郎君。

16番（桜井辰太郎君）

そういう対応の必要性を私は今、質問したわけではありますが、さらに、こういう対応の仕方というのは、やっぱり模擬演習をしながら、職員の方々の、あるいは地域の方々の対応をする、そういう対応力というものを身につけていかなきゃならないし、こういう対応についての一つのマニュアルのようなビデオがあるとすれば、そういう研修などは今までやってきたことがあるのか、それを聞きながらこのことについての質問を終わります。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

先ほど申し上げました職員の研修を受ける際は、県の暴力団追放の協議会の方からのビデオを見て、それに基づいた中での職員の対応というような形の研修を行っております。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は可決されました。

日程第3 「議案第89号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第89号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 「議第90号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第90号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。1番藤巻博史君。

1番（藤巻博史君）

今回の条例案ですけれども、延滞の利息を今まで年7.3%、14.6%、ただし3カ月間は7.3%ということですが、このことの提案理由、もしかすると過ぎたのかもしれないですが、何か法的な指導とかそういったものがあつたのでしょうかということをお尋ねいたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

今回の改正につきましては、説明も申し上げましたが、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部改正ということがございまして、それに倣っての今回の延滞金の利率の改定なり、期間の延長なりというふうなことでございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。1番藤巻博史君。反対討論ですか。（「反対です」の声あり）

1 番 （藤巻博史君）

反対討論をいたします。

今、確認させていただきましたけれども、この延滞金については平成11年に厚労省で延滞金14.6%が望ましいという通知が出ていたようでございます。しかし、大和町は7.3%、半分にしてずっとやってまいりました。そういう中で、先ほど確認させていただきましたが、厚生労働省の軽減策、逆に言うと大和町の方が進んでいたということでございますか。さまざまな厚生年金保険あるいは国民年金とかの延滞金につきまして14.6%を今回、1月から7.3%、ただし3カ月間というふうに軽減をしたわけでございます。その中で、私どもといたしますか、大和町では従来7.3%としてきたものを、確かに形の上では頭並びというんですか、14.6%ということでございますが、結果としては3カ月以降につきましては利率が倍に引き上げられるということでございます。昨今の経済情勢を厚生労働省はかんがみでの引き下げということになったわけでございますが、頭並びということではあります、この時期の引き上げというものはいかがなものであろうか。そしてまた、この利率につきましては、今までもそうでございますが、町の裁量に任されているということでございますかね。町の条例としてやっていけるということでございますので、引き続きの軽減策ということを要望いたしまして、反対の討論といたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 「議第91号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を
改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第5、議案第91号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 「議第92号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第92号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番平渡・志君。

4番 (平渡高志君)

今度、このガス事業に関して、変わるということなんですけれども、今仙台から道路、ガス工事が終了しつつある、まだやっているところもあるんですけれども、終わった後の舗装ですよね。あれはあの溝のまま、半

分、普通だったらまるつきり舗装し直すんでしょうけれども、掘ったところだけアスファルトで固めて大変道路が悪い状態になっているんですけども、これを含めて、直すのは、大和町の分は、富谷なんかは随分ひどいんですけども、大和町はどのようなガス局との話し合いになっているのか、ちょっとそれを伺っておきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

仙台北部中核工業団地まで小野からガス管の配管工事が行われて、ほぼ完了の状態になってきております。そのガス管を配管した後の仮設で現在、仮復旧をしているところですが、順次、本復旧工事に現在取りかかっておりますので、間もなく本復旧の方に入るものというふうに思っております。そういう打ち合わせを行っております。

議 長 （大須賀 啓君）

4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

本復旧という意味は、切ったところ、それとも片側全部、それを聞きたいんです。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

大変失礼しました。半断面の復旧を行うということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

13番大友勝衛君。

1 3 番 (大友勝衛君)

今の問題について関連して申し上げますけれども、まず一つは、我々からすれば大変危険なものが入ってくるというような感じが受けられるわけでありまして。こういった中で、災害に向けた協定はどうなっているのか、その辺、そこまでの協定を交わした中でのガス管誘導をしたのか、その辺をお聞きしておきたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長(高橋 久君)

災害に向けた協定というのは、取り交わしはしておりません。

議 長 (大須賀 啓君)

13番大友勝衛君。

1 3 番 (大友勝衛君)

あわせて、私は、そういうものであれば、早急に当然、そういった事故対策等々を含めた協定を結ぶべきだろうと思います。

それとあわせて、やはり毎月、こういった経過なのか、その辺、安全確認を含めてやはり報告を受けるべきではないのかなというふうに思います。なぜかという、もう住宅地を前にしての管が埋設されているわけですね。さらに、工事を見ていると、水道管みたいに緩みがないんですよ、実際問題として。直接、溶接でつないで持っていつているものですか、地震等が発生した場合を想定すれば、それが必ずしも安全であると言えるのかという心配があるものですから、その辺をやはりきちっと、後の問題が発生しないような、あるいは、もし万が一発生しても対処できるような対応をしておかないと大変なんじゃないのかなというふうに思いますので、それらも含めてもう一度お考えをいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

万が一の事故あるいは災害等心配される点もございますので、その辺につきましては確認をしてみたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

11番鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

今回の占用料の改正なのですが、町長の説明の中では、公営企業に係る道路占用料は免除としていたと。しかし、公営ガス事業者と民間ガス事業者との均衡を図るために、公営のガス事業者を徴収対象に改めるというような説明でございました。今、るる埋設についての質問、ご意見等々も出ている段階なのですが、これは大和町もみじヶ丘あたりは都市ガスだったと思うのですが、その辺の今までの占用料の扱い、今回、工業団地までということになるとかなりの距離になるんだと思いますけれども、占用料の額なるものはどのような形になっていくものか、この辺について伺ってみたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

一つ、もみじヶ丘に入っております民間のプロパン、仙台プロパンでございまして、この占用関係でございまして、占用料をいただいております。配管が2万 1,683メートルございまして、50ミリから 150ミリの配管がされておるんですけれども、ここからは37万 2,000円ほどいただいております。

今回敷設されます仙台市ガス局の配管であります、主に 200ミリの配

管が主でございます。ここからの額につきましては 137万円ほどになります。

そのほかでありますけれども、杜の丘に現在、仙台市ガス局の方で配管しております。今まで、ここは配管されておりますが、徴収免除、占用料を取っていなかった部分であります。今回の適用になりますと、57万 4,000円ほどを見ておるところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
11番 鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

もみじヶ丘が今まで37万 2,000円、杜の丘が今回新たに57万円、いわゆるガス局の今回の工業団地までのものは 200ミリ管で 137万円、これ延長、物すごいんだと思うんですが、どういう単価の取り決めなんですか。安いような感じがするんですがどうですか。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長 高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

200ミリ管の場合ですとメーター当たり86円の単価になっております。それから、50ミリですとメーター当たり20円、100ミリですと43円といった占用料の規定の中にございます単価で徴収をいたすものでございます。

なお、杜の丘の方の配管は、1万 4,780メートルありまして、工業団地までの配管は 7,220メートルほどございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第93号 平成21年度大和町一般会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第93号 平成21年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。3番伊藤 勝君。

3番（伊藤 勝君）

議案説明書資料の93号で、一般会計歳入歳出予算の町道天皇寺高田線交通ターミナル整備事業関係であります。企業進出により、交通混雑対策はわかりますが、なぜ庁舎の裏なのか。庁舎ができることによって、町民の皆様の出入りや病院に来る人、消防署もあり、本当に交通の流れや安全性を考えた事業なのか、国庫補助金はある程度55%出るということでわかりますけれども、その辺の取り決めたわけ、また、大和インターチェンジ土地区画整理組合事業所の土地などもあいているのに、なぜ庁舎の裏に持ってきたのか、その辺をお聞きいたします。

また、2点目は、事項別明細書6ページの寄附金とありますが、どのような使い方をしていくのか教えてください。以上です。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

交通ターミナルのご質問でございます。庁舎裏がなぜかというお話でございます。このことにつきましては、旧来より公共施設用地としての利活用をいかに図るべきかという観点から、さまざま検討を加えたところでございます。そういった中で、新たな町の核施設となる新庁舎、そこにおきまして、交通ターミナルを設置することでございますが、これまで町の中の公共交通がそれぞれ分散した形で運行されていたものが、一つの結節点を設けることによってさらなる利便性を持つものではないかというようなこともございます。そういった意味におきまして、今回、庁舎の隣でございますけれども、交通ターミナルを設置して、さらなるまちづくりの起点にしようというような方向で考えているところでございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

最後のご質問につきましては、歳入部分の寄附金についてどのように使われるのか

というご質問かと理解しましたので、その点に沿ってお答えをさせていただきます。

今回の寄附金につきましては、総務費寄附金の67万 2,000円とふるさと寄附金の9万円がございますけれども、うち、総務費の寄附金につきましては、解散に伴います、性質的には出捐金に応じた返還分と、残余財産を出捐額に応じて返還をするというふうな内容でございますので、寄附金という収入はさせていただいておりますが、一般財源として使う予定にしております。

それから、ふるさと寄附金については、ふるさと基金の方へ積み立てし、これを含めましても、21年の1月からスタートいたしました。10万2,000円という見込みですので、これをもって何かの事業を起こすということについては現時点では想定をまだいたしてございません。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
3 番伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

利便性を考えたと言いましたけれども、交通安全対策という部分で本当に町民のことを考えたのかちょっと疑問と思われませんが、その辺、どうでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

利用者の利便性なり安全性を考慮したのかというご質問でございます。用途的にどこにこういった施設が可能かというような選択肢の中でのこともございますし、また、いかにその結節がスムーズにいくかといったところもございます。そういったことから、候補地はある程度絞られるんだらうというふうに考えます。その中で、当該地が適切であり、また、新庁舎、役場が隣にあるというようなこともありますので、そういった意味では適地ではないかというふうな判断をしたところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
14番中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

前者に同じでございます。先般、この交通ターミナル整備事業、前回は一応インターのサテライト大和付近という一時的な説明もございました。その辺の事情も絡んできた中で、この場所は、前者と同じ考えですが、結局、この図面で取得予定地、そうした場合、バスターミナルとしての機能というのは、中がロータリー式なんですか、300台収容ということは。そういう利活用と混雑を防ぐのであれば、やはり調整池を抜けた中で、黒川病院の方に抜けられるとか、やっぱりそういう交通に支障のないような、

これから恐らく設計がなされると思いますけれども、頭から入っていった中でUターンしてくるんでは、非常に細長い。利用する方も、あの長さのメーターを歩いて表通りまで出てくる、裏通りまで出るというような形ですから、ぜひその辺の微調整というのか、設計上、そういう道路の確保をスムーズに、右から入ったら左から抜けられるような回転方式で、このプールの中でUターンして事故のないように、現状として庁舎内でも自分の車庫でぶつかっているんでしょう。そういうことのないように十分検討していただきたいと思います。以上です。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

ただいまロータリーのお話もございました。議員のご意見も参考としながら、安全に通行できるような配置、あるいは構造、施設を考えてまいりたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。8番堀籠日出子さん。

8番（堀籠日出子君）

それでは、2点お伺いいたします。

収入、3ページの国有提供施設の助成交付金なんですが、約420万という大きな減額になっているんですけども、多分これは交付対象となる施設が減ったのかなと自分なりに解釈しました。それで、もしそうでしたら、この施設の減った件数と施設名をお伺いいたします。

それから、5ページの県補助金の教育費県補助金の放課後子どもプラン推進事業、これも23万1,000円という減額になっているんですけども、説明では実績に伴う減額という説明がありました。実績に伴う減額ということは、当初の事業計画どおりに事業が進まなかったための減額なのかどうか、その2点、お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

3 ページの国有提供施設等所在市町村助成交付金 420万ほどの減額でございますが、その理由と施設等についてのお尋ねでございます。これは、正式名称はここに記載のとおりなのですが、一般的には基地交付金というふうに言われているものでございまして、大和町内での対象は王城寺原演習場となっております。

こちらの交付の内容でございますけれども、交付金の配分基準につきましては、対象資産である土地・建物・工作物の価格の合算額でありまして、その交付金額のうちの7割はその相当額について、残りの3割につきましては施設の利用状況とかそういったもので、勘案して、言葉ちょっと悪いですが、予算総額に合わせるという形で交付されるというものに制度的になってございます。

町の部分については、演習場ですので、対象施設の内容等については特に変わってございません。今回、通知ありました資産額についてもほとんど変わりはございませんでしたので、運用の状況が変わったということで減額になったものと理解をしておりますが、細かい内容までの通知はございませんので、その点についてはお答えちょっとできかねる状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

5 ページ、教育費県補助金、社会教育費補助金の放課後子どもプラン推進事業の23万 1,000円の減額でございます。これにつきましては、21年度事業につきましては計画どおり大和町は実施いたしておりますけれども、この補助金につきましては国を経由しまして県に来るものでございまして、こういった際の総体の調整でもって減額がされたものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

2件とも理解したわけであります。

やはりこの国有施設の分につきましては、王城寺関係の国の関係なので、町ではその内容までは把握はできないということなんです。わかりました。

あと、子どもプランにつきましても計画どおり実行されての結果だと思っておりますので、これにつきましても了解いたしました。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。10番浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

事項別明細書の18ページの道路新設改良費の17節の公有財産購入費2億6,494万4,000円、いわゆるこれが交通ターミナルの敷地分ですね。吉岡南第二区画整理組合のやっている公益施設用地、7,200平米ちょっとでしたか、その1回、組合側から請願書が出たところでありまして。そして、その請願を産業建設常任委員会で付託され、検討したと。その結果ですね。そのときの産業建設委員会の意見としては、請願された土地が公共公益施設用地として位置づけられていることは承知しているが、具体的に用地取得を確約する公文書は見当たらず、現時点における町の土地利用計画もない状況であると。産業建設委員会ではそういう答えを出したと。ただ、その後ですね。しかしながら、この区画整理事業は、将来を見据えたまちづくり計画にのった事業であり、計画段階から土地利用計画、用途指定について町が関与し、進めてきたものであるから、組合としては町が取得するものとして事業計画を進めてきた状況であると。こういう組合の、何ていいますか、潜在的な意識、そのような状況であったんだということも、我々の産業建設委員会ではそういうふうに分譲させてもらった。この7,272.53平米を長期的な展望の中での土地利用を検討し、取得すべきものとする。これは、去年の12月

19日に付託されてから1年経過した上で、このようないわゆるバスターミナル構想が出てきたんでありますが、あそこの面積を2億6,000万強で買収するんですが、私からすれば、どうもこの土地購入と区画整理組合のいわゆる保留地処分の関係が、何かすっきりしたものと理解できないんですね。もしそのような考えがあるのであれば、組合の事務所ありますね、今、庁舎前に。買い上げようとしているんですから、事務所は移転してもらいたいと私は思うんですが、いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

土地の関係でございます。この土地につきましては、先ほど浅野議員お話のとおり、請願も上がり、そして建設常任委員会の方でいろいろご検討いただき、町の方にその回答といいますか、お話にあったとおりのこともございました。また、町としましても、この土地につきましては、利用できるものであればということで、前からいろいろと検討してきた土地でもございます。そういった中で、今回、あの土地につきましてターミナル構想、高速道路のターミナルという考え方が基本的に、ターミナルといえますか、高速道路を利用してという考え方を皆さんにもご説明したとおりにあったところでございますが、そのことにつきましてはいろんな障害があり困難ということで、新たな交通基盤整備という部分でターミナル構想を今回、計画をし、そして、今回提案をさせていただいておるところでございます。

これと連動して、事務所の件ということでございますが、事務所につきましても皆様方にいろいろご審議をいただき、ご理解をいただいたところでもございました。あの段階ではこの話はまだ当然なかったわけでもございまして、ただ、そういったことについて、いろんなケースにつきまして組合と交渉をしたところがございます。この土地の問題のことも含めてお話をさせていただいた経緯も、皆さんにお話ししたのではなかったかというふうに思っておりますが、その中で、組合側とすると、あの段階で土地の売

買がもしあったとしても、移転の方にはではなくて借入金なりそういったものに充てたいというお考えがあったということも、お話をさせてもらったのではなかったかというふうに思っております。

そういった経緯がございますので、あの段階で組合の方にお話をして、期間を若干、こちらと組合との話し合いの中で、詰めた中で同意をしたところでございます。今回、こういうお話が改めて具体的に出てきた中でございます。組合の方には当然、そういったお願いは、お話としてさせていただくと、こういったことがあるのでというお話をすることも可能だというふうに思います。ただ、前段、移転といいますか、の段階の話し合いの中でその話は出ておったところでございますので、交渉する余地はあるとは思いますが、強くこちらから言える状況ではないような気もしておるところでございます。

お話につきましては、今後、組合の方とはこれから交渉するところでございますが、そのことも含めて交渉はさせていただきたいというふうに思っておるところでございますが、これまでの経緯ということもありますので、そのことを十分踏まえた中で交渉をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
10番浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

町長の答弁も理解はできないわけではないんです。理解できるんですが、心情的にも苦しいんだろうというふうな気もしますがね。バスターミナル構想が何でこの場所なのかということも、私、最初疑問を持った。では、大和インター土地区画整理組合のあそこ、まだ保留地処分、ならないところもあるんですね。なぜ庁舎の裏側に設置しなくちゃならなかったのか。それ以外、公有財産を購入する、あるいは交通の要衝の始点といいますか、その考え方によってこのように決まったんだろうと思うんですが、これを決定したときの段階で、大和インターのことも考慮には、検討課題として入ったんですか。それだけ伺います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

バスターミナル構想といいますか、先ほども申しました第1弾としまして、車券場の売り場の駐車場を利用して、そして高速道路をとという考え方でございました。今回、高速バスの利用というのが難しいといいますか、そういった状況になりましたので、バスターミナル構想、ちょっと視点を変えての構想でございます。インターももちろんあるわけですし、ほかの、今お話のとおり、郊外の方がいいのではないかという考えもいろいろあるというふうに思いますが、今回、このターミナルの構想の場合は、ここに人を集めようという考え方もございます。商店街に人が来るとか、そういった町全体の人の構想ということですね。そういった形で考え方がありますし、やはり集積をしてここに集まるということは、ここを中心としてと言うとまた吉岡中心かというお話になって誤解を招くところがありますので、決してそこだけは別に考えていただきたいんですが、ここを中心として人が集まるということによって、集積することによって、ターミナルですから、そこから人が分散するというふうな構想が必要だというふうに思っております。そういった意味におきましては、高速バスを利用するのであればインターがベストです。ただ、そればかりではなくて、高速バス以外の通常のバス、または福祉バス、そういったもの。また、考えようによっては、これは将来的な構想ですが、北部工業団地の方に人が通勤するバスですね。そういったものをこれから、宮交でもやっているわけですから、そういったことをやった場合に、そこに人が集まってきて各方面に行くのに便利な場所といいますか、そういったものを総合的に判断をした場合に、やはりこちらの今申し上げている役場庁舎の場所がいいのではないかと、いいという判断のもとに今回、決定をいたしております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

9 ページの交通対策費の中の需用費・消耗品で39万 8,000円、タイヤが盗難に遭ったために買いかえた費用という説明でしたが、あそこシャッターありますよね。シャッターにかぎはかけていなかったのかどうかをお尋ねをいたします。

あと、今、町長の話で吉岡周辺とばかりと言われるというような話ですが、私、吉岡中心に発展してもらって一向に結構だと思えます。ただ、それと同時に周りもお願いをしたいということですので、町長余り、吉岡だけそんなに強調しなくていいから、ばんばん進めて結構ですから。ただ、旧町村も一緒に進んでいただきたいというような私の一般質問でしたので、そこをお間違いのないようによろしく。

とりあえず、かぎのことを。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

平渡議員のご質問でございます。今回のタイヤの盗難に遭った車庫なんですが、ちょうど第1車庫というのがシャッターがおりにある方の車庫で、第2は消防自動車のある方の車庫で、あそこに公用車を入れているんですが、スペースの関係上、どうしてもはみ出る部分があって、シャッター自体がもう効いていないような状況で、いつもシャッターをあけているような状況になっております。ですから、かぎが云々というのは、第1車庫では当然かぎは閉めるんですけども、第2車庫の方は、東側の車庫の方についてはシャッターがあいているような状態であります。

議 長 (大須賀 啓君)

4 番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

やはり防犯パトロール等々、町が中心になって結構やって、ステッカー

も相当張っておるところ盗まれるというのは、ちょっと恥ずかしいことだと思うんですよ、私は。警察署から物が盗まれていくのと同じような状況で、こういう公共機関が、やはりちゃんとした、住民の方々にいろいろそういう運動をしている中で、やはり自分のところにとられるというのはやっぱり恥ずかしいことですので、今後、やはり十分に気をつけて、今度も古いから防犯カメラなんかもつけなくてもいいんでしょうけれども、やはり新しいところに行った場合、そういうものもつけておいて、やっぱり町のものがとられるというのはちょっと恥ずかしい状況もありますので、その辺をきちっとしていただければと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

議員おっしゃるように、町としてもやはりきちっと公用物の管理はしなくちゃいけない部分でございます。今回に関しては、本当に不注意というんでしょうか、予測もちょっとできなかった部分もあるんですが、対応としましては、説明で申し上げたとおり、早速、センサーライトの明るいものをすぐつけるような形、もう設置しておりますけれども、そういった形をとりました。ただ、万全かといいますとそうでもないものですから、おっしゃるような形で管理、注意を徹底していきたいというふうに思っております。

議長 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

二、三、質問します。

最初に、このターミナル事業の用地取得費、今回計上された。事務所の移転の問題については了解をいたしました。ただ、今まで組合に貸し付けて未収になっている貸付金の処理の問題なり、あるいは開発負担金等々、

今回この売買等の関連でどうなるのか。それから、このターミナル整備事業、説明書によりますと、概算全体事業費3億円ですか。これは用地費を除いた事業費なのか、込みなのか。当然、100分の55の補助ですから、これは施設整備、最後まで担保されるものなのかどうかをお伺いをします。

それから、9ページ、庁舎建設の関係で、まず、この18節の備品購入費3,852万8,000円、これは、今までは備品については債務負担行為で措置をしてきたと。今回、工事との調整、ある部品について計上したということなんですが、これはどんなものなのか。

それから、備品に関しては、現在の庁舎にある使える備品、使えない備品、あるいは処分の仕方、そういったものの仕分け等々がもう終わっているのかどうか。

さらに、土地購入費の1億5,000万なんですが、これは説明によりますと黒川土地公だというふうな説明でございました。これ19年でしたか、7億4,000万ぐらいだったと思うんですが、2町歩を取得する際の財源の中で、黒川土地公2億4,000万ぐらいの財源の割合があったわけなんですが、このことについて、町長の今回の議会の町長あいさつを見ますと、新庁舎用地につきましては、一部を黒川地域土地開発公社資金により取得をしていたが、庁舎用地としての使用が開始される中、町による取得が完了していない状態の解消について、国・県からの意見もあったんだと。さらに、建設基金としての目的は建設事業への充当が前提でありますので、この機会に平成22年度まで取得完了することといたしましたというふうにあいさつの中で述べていらっしゃいます。

今回、1億5,000万、これ当初でも3,000万ぐらい措置していましたよね。これを土地公の方に返すんだと。そうしますと、1億8,000万、2億4,000万ですからあと6,000万ぐらい土地公の方に残るということになるんだと思いますけれども、町長あいさつであったいわゆる基金としての目的、これは建設事業への充当が前提であるから、これもちょっと引かかるんだみたいな書き方をされているわけなんですが、この7億4,000万の土地購入費のうちの4億だったですかね、基金からの充当は。その辺のところはどうなっていくのか、お伺いしておきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

今回のターミナルの整備事業に関連しての概算事業費3億円の関係で、今回、国庫補助事業として用地取得について取り組むこととしておりました。その他の施設整備については、来年度からその実施設計なりを組んで取り組むわけですけれども、この施設整備、残りの部分についても、国庫補助対象として施設整備を行っていくという考えでございます。（「施設含めて3億」の声あり）施設含めて3億円ということで概算額をはじいているところでございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

庁舎の基金の関係でのご質問でございましたけれども、市町村課との協議等々を踏まえての対応もございましたので、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、1億5,000万、今回補正でございますが、19年の3月に7億4,000万円の土地取得として契約をさせていただきました。そのうち、4億円については庁舎建設基金からの取り崩し、それから、2億4,000万円は土地開発公社により取得、1億円につきましては宮床財産区の資金を活用させていただいて、合計7億4,000万円という対応を行ったところでございます。そのような対応をしたという部分につきましては、その後に庁舎の建設という大きな契約等々がございましたものですから、基金で十分対応できるのかどうかという不透明な部分もございましたので、財源としての対応を行ったところでございます。

これまでの経過、してきた中で、土地開発公社の決算の審査等におきまして、未収金2億4,000万円をしたんですけれども、計上項目というのが、未収金、実際に負担はしたものの、10年間で買い取るという契約を行

って進めてきたわけですので、最初の1年・2年目は利子のみ、3年目以降、8カ年で2億4,000万ですから、元金は3,000万円ずつの8カ年という内容で進めてまいりましたので、入った部分から収入という取り扱いをすることに協定を結んで対応してまいりました。

ただ、それは、町と公社の中での協議、それから現状の規約等々に照らし合わせて、それで十分だということでございましたけれども、反面、地方公共団体の財政の健全化等々を踏まえた中で見る側からいたしますと、用地として使うようになった時点でもなお取得費の支払いが済んでいないということについてはどうなのかと、その解消について努力をすることが必要なのではないかといったご意見等もございました。今般、庁舎の建設事業の契約等々、大きなところがほとんど終わりました、最終的に全体事業費の見込み、それに対応します財源の振り分け、そういったものを見据えた中で、今般、21年度で当初の3,000万円プラス1億5,000万、1億5,000万は庁舎の基金から取り崩しという形で対応するわけですが、それで十分可能だと。来年の6,000万円については、当初で措置をする予定でございしますが、それは基金ではなくて一般財源という部分も一部念頭に置いた中での対応と考えておるところでございします。22年度末で公社の部分の2億4,000万円については全額取得完了という形にするというふうに計画をいたしてございします。

それから、基金については、建設に充てるという内容での記載をしてございしますが、庁舎建設基金の目的のところ、庁舎の維持管理費に充てるための基金では、というふうな書き方をしないで、もっぱら建設をするための基金だということなので、残しておいて維持費に充てるということは基金の趣旨から外れる内容になる。だから、そういったことを含めて、この土地取得費に充当して基金の目的を完遂させるという方向がいいのではないかというようなご意見も踏まえての対応でございします。

あと、備品。ごめんなさい。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

続きまして、備品関係でございますが、今回、補正でお願いしている備品関係ですが、新庁舎の工事に合わせた形でセッティングをする部分でございます。例で申しますと3階の議場の什器関係、また、3階議場の放送設備の関係でございます。そのほかには3階にあります大会議室関係、会議室関係の放送設備の関係、また、庁舎に関しましては受付カウンター等の備えつけ、あらかじめ備えつける関係のそういった什器関係、または1階、2階の会議室関係の放送設備関係等でございます。また、監視カメラ等も含んでおる状況でございます。

それから、備品の仕分けはどのようなかというようなことでございますが、現在、文書管理の方を鋭意進めておるわけでございますが、同じ費目の中で賃金で今回、お願いしているんですが、補助員の中で備品関係の仕分けを行っていかうというふうな関係で今回、お願いしているような状況でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございますか。11番鶉橋浩之君。

1 1 番（鶉橋浩之君）

組合さんに未収金の問題と、開発負担金のことについては、答弁漏れでするのでお願いしたいと思います。

それと、用地関係は、そうしますと、あいさつにはこう書いてあるんだけれども、これは黒川土地公の部分を処理をするということで理解しているんですね。基金で出した4億分まで云々という考え方はないんですね。わかりました。

それと、備品の関係なんですが、仕分けは文書関係と一緒にやっていくんだというようなことでございますが、過般、吉田の地域振興協議会がございました。その際に区長さん方からこういった意見があったわけなんです。いわゆる不要、使えないといえますか、新しい庁舎に持っていけない部分の備品、そういったものを区で欲しいものもあるんだということで、ぜひ二束三文に処理をしないで、そういうときは区の方にも話をし

てくださいみたいなことなので、お伝えをしておきたいと思いますし、考え方をひとつ伺っておきたいと。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

大変失礼しました。答弁漏れの部分でございます。

今回の用地買収に当たりまして、無償貸付金の部分もございますし、また、組合としてはその開発負担金の部分もあろうかと思っております。交渉の中でこれらについて当然触れて交渉する形になるものと考えております。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

鶉橋議員の備品の利活用というんでしょうか、再活用というふうなお話をいただいたところでございます。町では、極力、備品関係につきましては、新しい庁舎に持っていけるものは持っていくような考えを基本としております。なおかつ、それでも不要になるもの、または、向こうの施設で使えないもの、当然出てくるわけでありますが、仕分けをしながら、利用法等については議員ご提案の意見も踏まえた中で検討をしてみたいというふうに思っております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時42分 休 憩

午後2時51分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

2点ほど質問させていただきます。

事項別明細書12ページの老人福祉費の中のシルバー人材センターについてですが、補助金として、また、工事請負費で電話、また、棚を購入、それから、準備委員会の方にも補正を組んでいるわけなんです、来年4月のスタートを目指して今、一生懸命広報、またPRをやっておるようなんです、このごろでは入会の説明会なんかもやっておるといことなんです、各地区でですね。それに対する反応というか、今まで事務局を置いてやっているんですけれども、今現在、順調にそういったものが進んでいるのかどうか、見込みとかそういったものをちょっとお話しいただければと思います。

それから、もう一点なんです、議案書の債務負担行為で第2表の補正があるんですが、議案書14ページの戸籍総合システム賃貸借。非常にこれ、388万ほどの限度額の上増しということなんですけれども、タイミングよくといいますか、3月議会で私も質疑をした経過があるんですが、たまたま5年間の満了に伴ってということでタイミングがいいのかなと思っています。連動させることによって住民の利便性を図れるということがあるんですが、この辺、課長の方からどういった簡素化というか、ものになるのか、もうちょっと説明を加えていただければというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

シルバー人材センターに関連しますご質問であります、シルバー人材

センターの現在、地区の入会説明会を実施いたしております。これは7日から宮床地区を皮切りに、きのう吉岡ということで、あと2回ほど残っておりますが、全体で6地区を予定いたしております。きのうは吉岡でしたが、約80人ほど説明会に参りまして、全体でこれまでの入会説明会に参加していた方は130名ということでありまして、そのうち、入会された方が95名ほどということでありまして、今後、もみじヶ丘地区、それから落合地区の入会説明会を残しておりますが、こちらで予想した内容に大体達するのではないかとこのように一応考えております。そのほかにも随時の入会もやる予定でありますので、目標といたします150人の会員数をぜひ集めたいということで今、努力しているところであります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

議案書14ページの債務負担行為でございますけれども、この点につきましては、馬場議員ご質問のとおりでございます。3月の議会の際に馬場議員からご質問がございまして、私どもも埋火葬許可、死亡届の際に、ほかの町村の動向を確認いたしました。その際、やはり戸籍の中で埋火葬許可、黒川浄斎場等への提出書類、本人の手書きの部分をだいた機械作業によって行っているということを確認できたこともございまして、今回5年間の機械借上げの延長に伴いまして、この際380万ほどかけましてシステム改修するわけです。その中で特に大きいのは、今回システム改修することによりまして、戸籍の作成の入力が短縮されるというのが1点、それから、埋火葬の許可が、お客様のわずらわしい手続を省略できるというのが2点目でございます。そのほか、俗に申します犯罪履歴等につきましても、厳重な、これまでも紙台帳管理のものを、ある程度システム改修の中で、システムの中で確保できるという点、最後に、何よりも、戸籍はデータ的に減ることはなくてふえる一方でございまして、バージョンアップというものが大きな利点でございます。以上に伴いまして、今度の延

長にかけまして 388万ほど増額をお願いするものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

シルバー人材センターなんですけど、こういったチラシを見て6地区で今、開催しているということなんですけど、順調に申し込みとか入会申し込みが来ているということであれば好ましいとは思っております。

ただ、やはり懸念されるのは、まず素人から……、素人だけじゃないですけども、昔とったきねづかでももちろんプロに近い方もいらっしゃるんでしょうけれども、ほとんどは60歳以降の方で、やってみようかとか、ぼけ等の役に立つんであればしてみようかという人が多いんだろうと思います。そういった形で、なるべくバッティングをしないような軽微な、例えば公園清掃とかそういったものがあるとすれば、なるべく既存の方々とバッティングしないような形で、もっともっと、開始してからも魅力ある人材センターにすべきだなというふうにも私、考えるところです。まだ全地区終わってはいないようですけれども、今のところ 130名申し込んで入会が95名ということですので、非常にいい段階になっているのかなと思うので、やっていく中でいろんな考えられる問題点が出てくるのかなと思いますけれども、クリアしながらやっていってもらいたいなというふうに考えるところです。

あと、今の債務負担行為の方なんですけど、課長、言うように、郡内でもほかの町村ではもう既に実施しておりますし、やはり実際にやってみると、1回例えば書けば済むんだろうと思うのが3回書いたりということもありますし、実際は、その方が代理で来ても証明できれば、ただ判こだけ持って行ってそれで済むとか、そういう仕事の利便性を図るのは一番町民も期待するところだと思うので、そういったスピーディーな対応でできるというのであれば、ぜひ今後も取り組んでもらいたいと思っております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。16番桜井辰太郎君。

1 6 番 （桜井辰太郎君）

それでは、18ページの公有財産、ターミナルについてお伺いいたしますが、皆さんの質問の中で納得、あるいは進め方について納得できる部分がたくさんあるんでありますが、この説明資料の中に、大和町のポテンシャルについてのさらなる向上ということがございます。町長も10年間まちづくりに携わりながら、まちづくりを実施してまいりました。先人の方々はさらに先人のポテンシャルを活用しながら、さらにそのポテンシャルを形としてつくってきたわけでありましてけれども、このターミナル整備事業の中には22年度に事業実施の詳細な内容について8項目ほど書いてあるわけですが、ターミナル整備事業の最も大切な考え方、そのことについてもっと詳しく、町長のターミナル設備の考え方をお聞かせいただければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。（「町長に」の声あり）町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

もっと詳しくということですが、ターミナルというもの、これは要するに人が集まり、そこから分散するという形、分散といいますか、広がるといいますか。そういったところで、やっぱり人が集中するところといえますか、そういったものの拠点となる場所という基本的な考え方でございます。今、たくさんあるわけでございますけれども、それぞれの場所で当然停留所といいますか、そういったものがある中で、町民バスは、例えばひだまりの丘が終点ですよとか病院が起点終点といいますか。宮城交通バスは、当然宮交のターミナルといいますか、営業所ですか、大和町の場合です。ね。というような、ばらばらになっているわけですね。分散している。例えばここに行ったらここからどこにでも行けるという体制といえますか、今、ここに行って、ここに行くためにまたこっちに行かなきゃならないとなっていますね。そういった部分であれば、1カ所に来て、ここか

ら四方八方にというんですか、目的地に行けるという一つのそういったものの拠点が必要ということと、さっきも言いましたけれども、そこにそうやって集中することによって、人が集まってくる。あそこには病院とか役場とかいろんな施設もあるわけでございますけれども、その方々が、例えばこちらの商店街に入ってくるルートをつくるとか、そういったことによって、地域の活性化というのも出てくるのではないかとということです。

それと、もう一つは、先ほど申しましたけれども、工業団地等に今度勤める方々が、今でも交通渋滞が非常に激しい状態にございます。地区懇談会でも、まだこの状況なのに、もう既に混雑をしているというふうなご意見もたくさんありまして、道路の整備なりそういったものについてのご意見もいただいております。そういった意味におきましては、例えばここに、パークアンドライドではありませんけれども、このターミナルに集まってもらって、ここからまとまって向こうに、職場に行くとか、そういったことをやることによって、交通渋滞の解消も出てくると思いますし、二酸化炭素の解消といいますか、そういったものも出てくると思います。

北部工業団地に、宮城県の方でも環境団地といいますか、そういったものを目指しているところでもございますので、そういった意味におきましては、今後になりますけれども、企業さんともいろんなご協力をいただいた中で、そういった工夫ができる拠点になっていくというような大きな構想、大きなといいますか、そういった考え方があるということでございます。

議長 （大須賀 啓君）

桜井辰太郎君。

16番 （桜井辰太郎君）

今回の事業を見ると 100分の55の国の補助がありますけれども、この補助を持ってきたということはすばらしいことだと私は思っております。ですから、今回のこの交通ターミナルの整備事業、さらに補助事業の中で、町民の人たちの生活の利便性、このターミナルが福祉の充実していくような、そういう施設にひとつ将来設計を望んで、私は終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 「議案第94号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第8、議案第94号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 9 5 号 平成 2 1 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 9、議案第 95 号 平成 21 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第 95 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 「議案第 9 6 号 平成 2 1 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 10、議案第 96 号 平成 21 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10 番 浅野正之君。

1 0 番 （浅野正之君）

1 点だけお伺いをしておきます。

事項別明細書の 49 ページ、5 款 2 項 1 目雑入で 40 ヘクター分で伐採に達したというふうなちょっとした説明ありましたが、もう少し詳しく教えてください。

議長 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

こちら、官工造林地の伐採、処分に伴います分収金でございます。場所的には難波の奥、滝ノ原温泉から入って右側の方に曲がったところで、高山地内。高山はかなり広いので、余り明確に場所を特定したご説明、ちょっと難しいのですが、滝ノ原温泉の奥、右手側といいますか、北側部分という形になりましようか、その部分の約40ヘクタール分の伐採処分に伴います分収金。分収割合は2分の1でございます。

あと、北部森林管理所におきまして入札執行の結果、消費税を入れて2,052万だったと思いますが、その2分の1の1,029万円ですか、の交付があるという内容でございます。主体につきましては、いろんな樹種がございますけれども、入札に当たっては価格的に、搬出、それから処分価格との兼ね合いの中で業者さんが応札されたというものだと思います。松森の業者さんだったと記憶しております。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 「議案第97号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第11、議案第97号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 「議案第98号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第12、議案第98号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 「議案第99号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第99号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 「議案第100号 平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第100号 平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
討論なしと認めます。
これから議案第 100号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 「議案第 101号 平成 21 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第15、議案第 101号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
討論なしと認めます。
これから議案第 101号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 「議案第102号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第16、議案第102号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第102号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 「議案第103号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第17、議案第103号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第103号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 「議案第104号 訴えの提起について」

議長（大須賀 啓君）

日程第18、議案第104号 訴えの提起についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第104号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 「議案第105号 黒川地域行政事務組合同規約の一部を変更する規約」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、議案第105号 黒川地域行政事務組合同規約の一部を変更する規約を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

これは非常備消防と常備消防の割合を言っておるんでしょうけれども、これを改正することによって、今までよりも多く黒川行政の方に負担金が多くなるのか、また、非常備消防の方の予算が少なくなるのか、その辺をちょっとお伺いをいたします。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

平渡議員のご質問でございます。ご質問にあったとおり、非常備とそれから常備の関係で、今回、省令の改正によりそれがなくなるということで、現年度分の基準財政需要額に応じた形の割合というような形で訂正になる予定でございます。

今回、大和町への影響はどのようなかというようなことですが、負担率の関係であります。当初、0.30038を用いた仮のものを使っておったんですが、この改正によりまして負担率が0.30646になります。当初の負担額、大和町分は2億9,398万8,000円でございます。この改正により、精査後の負担金額が2億9,993万9,000円になるものであります。過不足額としましては595万1,000円増となるものであります。以上です。(「非常備の方は」の声あり)非常備の方は特に、この規約の改正によって変わるものではありません。

議長 (大須賀 啓君)

4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

常備消防の方に多く負担しなければならないということになれば、同じ補助が来るわけですから、その枠で非常備の方が幾らか減るということではないんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

今回の改正につきましては、常備消防で来年度の予算幾ら必要だというふうな金額が算定されます。いろんな査定を受けた結果としてですね。それを4町村がどのように負担をするかと、負担の割合の規約の変更でございますので、額がふえる、減るという状況はございません。

それから、21年度の改正によりまして、消防費の中で、ほとんど常備消防になりましたという内容で消防費の積算になってございますので、その積算の中で非常備消防と常備消防に分けるというふうな考え方には立ってございませんので、必要経費をおのおの予算措置するという考え方でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。15番中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

今も質問があったわけでありますが、今回のこの規約の改正は、省令の改正でこのような形になったということで、基準財政需要額の総額で今度はそれぞれの構成町村が負担をするということになったわけでありまして、今の説明ではことよりも大体100万程度しか多くならないというような、そういう説明だったですよ。2億8,000幾らに対して2億9,900万というような試算があったということでありまして、それで間違いはないですか。そういう試算で間違いないとすれば、これまでの負担よりもふえるということになれば、それぞれの町村ごとの負担試算もあると思いますので、それをどのようにしているか、まずお聞きをしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

中山議員のご質問でございます。初めに、説明の状況がよく、私の方のあれが伝わらなかったかと思っておりますので、もう一度申し上げたいと思っておりますが、21年度、今回の改正に伴いまして、当初、大和町の負担額が2億9,398万8,000円でございます。

率の改正、負担額の割合の改正によりまして、2億9,993万9,000円ということで595万1,000円ほどの増となる見込みでございます。

また、ほかの町村の状況はということでございますので、4町村の割合が、大和町が0.30646、大郷町が0.14014、富谷町が0.45727、大衡村が0.09613ということで、各総額、大郷町で190万ほど、富谷町は1,000万ほどの減、大衡村が200万ほどの増というふうな見込みになる予定でございます。次年度、22年度以降もこの割合の中での率の状況によって負担が出てくるというふうな状況でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

中山和広君。

15番（中山和広君）

今の説明では、富谷町、大郷町がこれまでよりも減って、大和町と大衡村がふえるということの説明ですよね。違う、負担率。（「富谷町だけ減ります」の声あり）富谷町だけが減るのね。今、大郷町が190万ほど減るといような説明でなかったのかな……。それはいいです。

そういう中で、全体的な負担が大和町の場合は500万幾ら増額をすることであるから、特にこういう基準を決めるということは非常に重要なことでありまして、このことについては私どもの議会から派遣されている黒川行政事務組合の議会で、どういう議論がまずされているのか、そのことについて当議会から選出されている議員からそういう報告を受けることも我々の中では必要なのではないかと。それがこの議案の採決にもつながってくると、私はそういうふうに思っておりますので、ここでできれば、当議会から行っております黒川行政議会の議員から、このことについての状況、それを報告をいただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

今の黒川行政の関係については、この場ではちょっとまずいと思うんですが。

中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

このことについては、我々はそういう詳しい内容といいますか、そういう経過なり、今、どういうふうに黒川行政の議会が動いているのかというのはわからない。それで、実は、このことと余り関係はないんですが、負担率を決める、これは重要な規約の改正でありますから、実は、黒川病院の関係で指定管理者制度、それに移行する場合には、派遣されている議員の方から説明があったという経緯がある。そういうものが私はあってしかるべきだというふうに思いましたので、この発言をしたということになります。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

黒川行政の理事長という立場で、流れといいますか、ご説明をさせていただきたいと思いますが、この件につきましては、黒川行政事務組合の議決案件ではございません。それで、このことにつきましては、黒川行政と各町村の打ち合わせといいますか、そういった中でいろいろこれまで調整をしてきたところでございまして、このことについて、黒川行政の議会でも、議決案件ではございませんし、議案として提案はしておらないところでございます。ただ、全員協議会を開催していただきまして、その中で、今回こういう状況になったので、黒川行政としてはこういう考え方で各町村に議決をお願いするように提案をしますといいますか、という形でご説明を申し上げました。それで今回、こういった形で、ですから、黒川行政の議会の皆様方には、全員協議会でご説明ということでございまして、正式な議会の中で議論していただいたという経緯ではないということ、それ

で、それをもって今回、各町村に今回の12月定例議会にこの案を、それぞれの町村の割合について、町村の議決をもらうべく提案をさせていただいているという状況でございます。ですから、黒川行政の中の議会で正式に議題としての案件ではないということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

そうすると、黒川行政での、これはあくまでも構成町村の議決によるということになるわけですね。そうすると、黒川行政の議会としては、予算の中で、いわゆる負担金が入ってくるわけですから、そういう予算の中でこれは議論をするという、そういう仕組みになっているわけですか。その辺をどういうふうに整理をすることになるんですかね。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回のこの変更につきましては、21年度、今年度分の負担から変わるということでございます。20年度の法の改正、先ほど言いました常備・非常備という二つのもの、例えば大和町に10が来ますと、消防としてですね。そこに常備の分が6で非常備の分が4でという割合があったわけでございます。それで、6という割合をもって、黒川行政全体の消防の負担の割合を出して各町村が負担をしてきたという経緯がございます。そのことが、今年度、6・4というのがなくなりまして、要するに常備がすべてそろったということになっていますので、消防一本という形で10で来る。その割合の数値がなくなったものですから、それぞれの町村の割合負担を算出する指数がなくなりました。それで、今回、指数といいますか、それをどうやったらいいだろうかというような検討を、黒川行政でももちろんやりましたし、各町村の財政・総務担当課長さんたちにお集まりをいただいでい

ろいろ検討した経緯がございます。人口割をプラスしたらいいんではないかとか、均等割をプラスしたらいいんではないかとか、いろいろな意見があったわけでございますけれども、現在の割合と大きく変わってきてはちょっと不合理な部分も出てくるということがあり、いろいろ検討した結果、結論として先ほど言いました財政規模の割合でなるということになりました。

それで、今回のこの率につきましては、今年度から採用をするということになります。ですから、今年度の消防の費用はもう決まっているわけでございますけれども、これの各町村の案分について、今回、各町村で議決をもらった率によって案分をしていくということになります。そういったことになるということ。

それと、新年度の予算につきましても、総額につきましては黒川行政、消防等の打ち合わせの中で今、査定をしておるわけでございますが、その総額が決まれば、今度、来年度の各町村の案分につきましては、今回と同じ考え方の案分でいきますということ、議会の中でそういった説明はもちろんしていくということになります。そういう状況です。

議長（大須賀 啓君）
中山和広君。

15番（中山和広君）

そういう流れといいますか、仕組みが、我々ではわからないんですね。そのために、そういうものが説明されていないと、これはどうなのかと。しかも、このことについては基準財政需要額、その中でいろいろ交付税の関係ですか、それで措置をされるということでもありますから、その負担が、今までは、さっき町長からお話が答弁の中にあっただように、非常備消防と常備消防に分けてそれをした、その差額分を常備消防の方に負担金として払っているという、これは今度、総額を払うということですから、それはどうなんだろうということ、質問したわけです。

そういうことで、内容についてはわかりましたが、やはりそういうものの取り組みといいますか、それはやっぱり我々、構成している町村の議

員、しかもそこに所属していない議員にも説明をする機会というものをつくってもらいながら、こういうものに当たっていく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、これからはそういうものについてはやはり説明をする機会をつくるという、そのことだけは提起してもらいたいというふうに思いますので、そのことだけ。これは議長の方からなのかな、議長の命令でそういうものは出るわけですからね。その辺、申し入れをしておきますので。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

今の中山議員のお話は、今後、そのようにしていきたいと思えます。

ございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第 105号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 「議案第 106号 平成 21 年度大和町立小中学校地上デジタルテレビ
購入事業備品売買契約について」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、議案第 106号 平成21年度大和町立小中学校地上デジタルテレビ購入事業備品売買契約についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、追加、本日配付しております議案書をお開きいただきたいと思
います。議案第 106号、 107号関係の議案書です。

1 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 106号 平成21年度大和町立小中学校地上デジタルテレビ購入事
業備品売買契約についてであります。

上記事業について、次のとおり備品売買契約を締結するため、地方自治
法第96条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決をお願いするものでありま
す。

1 としまして、契約の目的、平成21年度大和町立小中学校地上デジタル
テレビ購入事業。

契約の方法につきましては、指名競争入札による備品売買契約。

契約の金額、 1,136万 9,715円、うち消費税が54万 1,415円ございま
す。

契約の相手方、仙台市宮城野区名掛丁 128番地、株式会社大塚商会仙台
支店でございます。

説明資料も配付させていただいておりますので、そちらをごらんいただ
きたいと思います。1 ページをお願いいたします。

最初に、入札の状況であります。

入札の方法につきましては、指名ダイレクト型競争入札で、予定価格に
つきましては事前公表としております。

入札参加者は15社ございまして、ごらんの企業となっております。

入札の結果であります。15社中、2社が辞退しまして13社が応札して
おります。落札者につきましては株式会社大塚商会仙台支店、落札金額が
1,082万 8,300円、税抜きの金額になります。落札率につきましては 73.4
1%となっております。なお、予定価格につきましては 1,475万円ござい
ます。

次の2 ページ目の方をごらんいただきたいと思います。

事業の概要です。納入場所につきましては、大和町立の各小中学校。納
入期限、来年の 1 月29日です。納入物品につきましては、地上デジタル対
応型テレビ。プラズマテレビで50インチございまして、台数が62台。大

きさ、重量については記載のとおりとなっています。

テレビと一緒に、附属品ということで移動式キャスターテレビスタンドと一緒に納入していただくことになっています。

各学校ごとの整備台数でございますけれども、吉岡小学校18台を初めごらんの内容となっております、小学校が48台、中学校が14台の合計62台となっております。

今回のテレビに当たりまして、各学校の建物の階数とか学級の配置、それぞれ違いますので、配置基準というふうなものを考えまして、ワンフロア2台というふうな形で積算したところですよ。プラス職員室分1台というふうなことで積算をしておるところでございます。

次のページをお願いしたいと思います。

次のページの日立の製品でございますけれども、50型、左側の方の製品となります。そして、モニタースタンドとしましては、4ページの方、一番右側にちょっと字が欠けておりますけれども、モニターエデュケーションということで、一番左側のモデルを今回、購入しようとするものでございます。仕様等については下の方に記載のとおりというふうな内容となっております。

以上です。よろしくお願いたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

この入札、今回はほかの業者が落札したわけなんですけれども、私いつでも言うんですけれども、地元の業者が何でできないのか。入札だから安ければいいというのは当然なんだろうけれども、こういう状態でいったら地元の業者は大きい業者に太刀打ちできないと思うんです。地元業者を考えた入札執行ってできないものなんだろう。副町長、お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
副町長千坂正志君。

副 町 長 （千坂正志君）

今回も含めまして、入札関係につきましてはそれぞれ入札の条件、設定なり、それから、正規の手続を踏むということでございますので、その部分だけを、町内の分だけを指名するということは、今の状況の中ではできないというのが現状だと思います。規定にのっとった中で今回も二つの件については入札執行をしてございますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

入札に条件とかいろいろあるのは、それは重々承知しています。ただ、こういう経済状況の中で、こういう公共事業でとらなければ、いつ地元の企業とか業者がとれるんでしょうか。土木だけじゃなくて、町内の商店街の人たちは本当に今、大変な状態になっていると思うんです。もみじヶ丘の増築の分にしたらって、やはりもう少し地元の業者のことを考えた入札執行というのを私は考えていくべきじゃないかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
副町長千坂正志君。

副 町 長 （千坂正志君）

お答えをいたします。町のいろいろな物品関係の部分の購入とか、そういう部分については、ある程度町内の業者の部分を利用するという部分がある、これは当然そのような形になると。こういう状況を受けてですね。ただ、入札執行という形になれば、それは広く入札を、条件等ございますの

で、それはそれでやっていくと。それから、いろいろ土木事業とかそういう部分につきましても、ある程度の、価格によってAランク、Bランク、Cランクございます。そういう部分で、Cランク、Bランクの該当するものはそういう地元の方々の業者さんを指名しているという部分がありますので、実際、ランクづけの中で入札執行しているというのが現状でございますので、お願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

わかるんです。条件とか入札の内容はね。ただ、今、本当にこういう社会情勢の中で、やはり町独自のそういう入札というのは考えられないんでしょうか。最近じゃないんですけれども、ほかの自治体では、入札というか、物によるんでしょうけれども、地区外を入れないで入札するというのも何か聞いたことがあるんです。それが本当かうそかちょっと私も確認していないんですけれども。でも、こうやって 1,000万、2,000万、3,000万単位だったら、私は地元の業者を考えてやっていけるはずじゃないかなと思うんですよ。そんなに無理なことを言っているかな。私、もう少し地元業者を中心とした、町独自の、そして、こういう緊急の場合みたいな経済状況の中ですから、もう少しやり方、何とか考えられるんじゃないかなと思うんですけれども。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

入札という制度の難しさですね。例えば、極端なことを言えば、指名を地元だけにと、それも指名競争の中ですから、できないことはないというか。ただ、やっぱり競争性なり透明性なり、そういったものも求めていかなければいけないということで、この範囲も、黒川郡内にと、そう

いった制限といいますか、そういったものはいろいろ工夫をしながらやっておるところでございます。

地元、おっしゃることはわかります。わかりますといいますか、そういうお考えもあるんだろうというふうに思っておりますが、また、入札というのは結局、仕事をとってもらって、いい仕事をもちろんしてもらおうということもありますし、金額も、要するに高いものと安いものがあった場合に、同等品です、税金でございますので、こちらを立てればこちらが立たずということも出てくるところで、非常に我々としても、副町長も立場上、ああいう話はしておりますが、悩ましく思っておりますけれども、やはり公明正大というか、または説明責任、そういったものをかんがみて我々、やっていかなければいけないところでございますので、できる部分はもちろん、さっき副町長が言ったとおり、そういった対応もしていくわけでございますけれども、基本的な考え方は踏襲していくというのが、やっぱり正しいやり方ではないかというふうに考えます。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。17番大崎勝治君。

17番 （大崎勝治君）

ただいま入札の関係でいろいろなお話出ましたが、やっぱりこういうテレビなどは、本当に小分けして、学校ごとに分けて入札してもいいのではないかと、こんなふうに思うんですが、確かに今、堀籠日出子議員が言うように、私も商工会、あずかっている中で、皆さんから大変な苦情だけ言われて苦しんでいるところでございます。何で町でそこまでやれないのだと、地元でやれるものは幾らでもあるでしょうということを常に言われているわけですから、もう少し考えて、確かに競争性はわかるわけですが、それなりにやっぱり地元業者も頑張るつもりだと思っているんです。だから、そういうことを考えれば、何もかにもダイレクトで大きくばかり持っていけないで、細かくやって、できるだけ地元に行って、地元から税金を還元、戻すような仕組みにさせていただきたいなど、こんなふうに私からも思っているんですが、その辺について一言。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

考え方につきましては、今、堀籠議員にお話ししたとおりという基本がございます。また、こういったものにつきましても、国の事業等々の中で制度的なやり方もあるわけございまして、こちらの考え方でやれるもの、やれないもの、いろいろあるところでございます。先ほど副町長もお話ししましたけれども、やれるものにつきましては、町としてそういった形で協力といいますか、やっていくことは当然考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、その辺につきましては、すべてがそういうふうにならない部分があるわけでございますけれども、町としても最大限努力をした中で地元の方々にもご協力いただくといいですか、そういった体制はとっていきたいというふうに思っておりますが、すべて事業者の方々、地元の方々というふうな部分につきましては、一番最初に申し上げました基本的な考え方がある。その中で最大限努力をしてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

1 点だけですけれども、素朴な疑問なんですけれども、補助金なんかがあるものは町で指名して、町の単独事業は一般競争で安く、幾らでもしてもらえばいいというような考えもあろうかと思うんですが、そう簡単にはいかないんですか。補助金で来るものは、少々高くたって補助金で賄えるわけでしょう。町単独でやれる分は安ければ安い方がいいわけでしょう。そういう単純な考えはできないものかをお伺いをいたします。だって、幾ら安く入れたって、補助金来たのを今度返すようになるでしょう。はっきり言って、余り安ければ。そういうものはもっとうまく利用してやれば、もっといいのかな、お互い悩まないで。また、地元にも少し還元できるのかなという考えはできないものかどうか。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

今までない視点のご意見、ご提案でございましたが、ただ、補助金については、常に 100%ではございませんので、裏の負担分で一般財源の手当もしなければならない部分がありますので、高い部分、多くの負担が伴うという部分もありますので、ご提案あった部分をストレートに実行できるのかということについては、その点がひっかかる点があるのかなというふうに思っております。

それから、これは町で定める基準なので、変更等々については比較的、法律ではありませんのででき得る範囲は広いんだとは思いますがけれども、町の場合は一般競争入札の場合ですと、工事ですと 2,000万円以上を一応対象にします。それらにつきましては、入札監視委員会の方に 1年間、あるいは半年部分等で報告を差し上げて、御意見は、もう少し低い段階から一般競争を取り入れなさいというふうなご意見もいただいております。ただ、一般競争入札になりますと、最低 1 カ月時間を要します。必要な、5社以上集まらない場合は再公告としますので、中には 2 カ月ぐらい発注するまで時間を要するといったものもありますので、1年間の時間の中できちっと完了する内容で、どうしたらいいのかと、そういった部分も含めて検討しておる状況でございます。そういった状況もあるということをお答えとさせていただきます、ご意見あったということは受けとめて、指名委員会なりなんなりでも議論するということはしたいと思っております。結果については、議論の結果という形かと思っております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第 106号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 2 1 「議案第 1 0 7 号 平成 2 1 年度大和町立小中学校校務用パソコン及び
校内 L A N 整備事業備品売買契約について」**

議 長 （大須賀 啓君）

日程第21、議案第 107号 平成21年度大和町立小中学校校務用パソコン及び校内 L A N 整備事業備品売買契約についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、議案書 2 ページをお願いします。

議案第 107号 平成21年度大和町立小中学校校務用パソコン及び校内 L A N 整備事業備品売買契約についてであります。

上記事業について、次のとおり備品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1 項第 8 号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

1 番目として、契約の目的、平成21年度大和町立小中学校校務用パソコン及び校内 L A N 整備事業。

契約の方法につきましては、一般競争入札による備品売買契約。

契約の金額といたしまして 3,307万 5,000円、うち消費税が 157万 5,000円となっております。

契約の相手方、仙台市青葉区五橋 1 丁目 5 番 3 号、リコー東北株式会社宮城支社でございます。

説明資料の方をごらんいただきたいと思います。

議案第 107号関係説明資料の 1 ページをお願いいたします。

最初に、入札の状況であります。入札の参加条件につきましては3項目ほどあります。1項目目が地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。これの第1項及び第2項につきましては、一般競争入札の参加者の資格について規定したものでございます。

2番目としまして、宮城県内の地方自治体から指名停止処分を受け、入札公告日に指名停止を受けている機関でないこと。

3番目としまして、平成21年～22年度、大和町物品役務提供の入札参加資格の承認された方であることでございます。

入札の方法につきましては、ダイレクト型一般競争入札でございます。

予定価格につきましては事前公表としております。

3番目としまして、この入札参加資格申請で有資格者と判定された者の数が5に達しない場合は、入札を保留し、再公告を行い、追加募集をするというものでございました。今回、11月13日から11月26日まで募集していましたが、3社からの申し込みに終わっております。5社に満たないということで再度、11月27日から12月4日まで追加募集をしました。その結果、1社の申し込みがありまして、合計4社での入札となりました。

(3)番の方で入札参加者、今のおり4社ということで、業者につきましては記載のとおりの方々でございます。

入札の結果でございますけれども、落札者につきましてはリコー東北株式会社宮城支社で、落札金額3,150万ということで、落札率につきましては67.74%となっております。予定価格につきましては4,650万ということです。

2ページの方をお願いします。事業の概要でございます。

納入場所につきましては、大和町立の各小中学校で、納入期限、来年の2月26日です。

納入物品としまして、校務用パソコン123台と校内のLAN整備(一式)ということですが、パソコンにつきましては17インチ型カラー液晶のデスクトップ型となっております。

ソフトウェアにつきましては、一式ということで、マイクロソフト社のオフィス2007、そして、そのほかに一太郎の2009ということです。

それから、インターネット、ネットワークの設定構築を含むということ

です。

校内のLAN整備（一式）ということで、サーバー、メモリについては最大96ギガバイトということでございます。そのほか関連機器の設定、それからUSBのセキュリティ管理システムの構築とLANケーブルの構築というふうなことでございます。

学校別の設置台数につきましては、記載のとおりでございますが、吉岡小学校の35台を筆頭に小学校合計で83台、中学校合計で40台、合計で123台、そのほかに校内LANの整備ということで、各校とも実施しております。

次のページをお願いします。

今回、購入しますパソコンで、NECの「パーソナルコンピュータ（デスクトップ型）」ということで、写真のパソコンとなっています。

基本OSにつきましては、ビスタのビジネスを入れることとしております。

これにつきましては、ウィンドウズ7というのが新規で発売されておりますけれども、まだ発売されてから日も浅いというふうなこともありまして、既に安定した実績があるというふうなことでの判断からビスタビジネスということで対応したところでございます。

サーバーに関しましては、中段になります。「スタンダードタワーサーバ」ということでございます。

メモリにつきましては、先ほどのとおり、最大で96ギガバイト、内蔵のハードディスク、今回は真ん中の2.5インチSASということで、最大で2.4テラバイトのハードディスクとなっております。

そのほかに「セキュリティUSBメモリ」ということで、これにつきましては、1人、パソコン1台に1個というふうな形での配備を考えております。このメモリにつきましては、パスワードロックという機能、要するにパスワードがないとUSBが開けないというような機能を持っているもの、それと、ハードウェアの暗号化ということで、分解されたとき、既に暗号化されているということで、その辺のセキュリティが確保されるというものでございます。

セキュリティのUSBメモリ、1台に1個、1人に1個ということは、

情報管理で必要だというようなことで、そういった配備をするものでございます。そして、そのUSBにつきましては、管理につきましては校長先生にお願いして管理していただくということで、基本的には情報の持ち出しはできないことというふうなことで運用していきたいと思っております。特に個人情報なんです。でも、どうしてもやむを得ない理由で持ち出しを必要とする場合は、管理する校長先生の許可を得た中で持ち出すというふうなことで考えたいと思っています。今後、セキュリティポリシー等の整備を図りながら、その辺の管理については徹底するような形で持っていくというふうに思っております。

4ページの方、ネットワークのイメージ図ということでごらんになっていただきたいと思っております。

既に小中学校の方には学習用のパソコン、それからそれ以外にもパソコン、先生方に何台か配置されておましてネットワークを組んでおります。今回整備する分、既存のネットワーク部分が、ちょうどイメージ図の右下の方の部分になります。今回、新たに整備しようとする部分が校長室の関係と職員室の左側の部分ということです。

今回のネットワークにつきましても、従来と同じような形でSWANということで、宮城県の学習情報ネットワーク、みやぎSWANということで言っていますけれども、それにつないでインターネットに接続をするというふうなことでございます。これについては従来と同じような内容となっております。このみやぎSWANを経由することによりまして、みやぎSWANの方でも不正アクセスの防止のチェックなり有害情報のフィルタリング、それからウィルス対策等もやっているというようなこととなりますので、インターネットを通じてのそういった有害情報等については、みやぎSWANの方でカットしてくれると。当然、配備する各パソコンの方にもそういったウィルス対策を講じておりますので、二重のチェックで有害情報から守ることができるというふうなことで考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。6番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

それでは、伺います。

個人情報等も管理するというお話をいただいたわけですが、どの程度を管理するシステム、「校務用」という言葉を使っていると思いますが、どの程度のことをこのシステムで行おうとしておられるのか。

あとは、バックアップデータの管理をするのは、どういう形で行うのか。

それと、ビスタを基本OSで使うという今お話を伺ったんですが、それを採用した理由が、安定していると。セブンはまだ発売間もないので不安だというようなお話なんですが、私の知る範囲では、大和町ではビスタをお使いになっているシステムというのは承知していませんがね。XPだと思いませんか。新たにビスタを採用するというときの今の判断というのは、だれの判断でそれを行ったのかお聞かせをいただきます。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 (織田誠二君)

高平議員のご質問にお答えします。

校務用ということで、どの程度のものをこのパソコンで処理させるのかということが第1点だと思いますけれども、これにつきましては、現在、各小中学校の先生方については、個人のパソコンを持ち込んでの作業というふうなことでやられているのが実態でございます。そういったことから、例えば情報の漏えい等の事件が起きたりというようなことで、そういった問題も発生しているところでございます。今回は、すべて先生方が学校で行う、先生の仕事として行う部分のものを、今度導入しますパソコンで作業をやっていただきたいというふうに考えております。ですから、先生としての仕事に関しては、大部分このパソコンで処理していただくようになるかと思っております。

それから、バックアップデータの管理ということでございますが、これにつきましては、現在、各学校の方には情報教育研修会、大和町の教育委

員会の中にあるんですが、各学校の担当の先生1人ずつ出ていただきまして研修会というものを組織しております。今回のシステム構築に当たりましても、そういった情報教育研修会と相談させていただきながら、システムの構築、意見をいただいた中でこういったものを構築したものでございます。

ビスタとしたことの判断でございますけれども、これについても情報教育研修会と相談した中でということで、確かに大和町ではウィンドウズXPというようなことで今、現在使用しております。ビスタの実績については今のところないところでございますけれども、今回の導入に当たりましては、県の教職員の先生方がお使いになるというようなことで、役場の物と別個の物と考えて今回はこのようにさせていただいたところです。

議長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

このシステムの資料を見ますと、サーバーが各校で、要するに基本サーバーはこれですよ。要するにすべてのデータがこれに入ってくるということですよ。ということは、各学校の中でこのサーバーを金庫として情報を管理するという形になるわけですよ。そうすると、これ盗難だとか仮にそういった場合に、ごっそりとそれが、持ち運びできるものですから、これだとね。そういったものに対して、例えば想定をしておって、翌日の業務に差し支えないだとか何とかということまで想定をされているのであればいいんですけれども、要するに持ち運びできる範囲のものだと、緊急対応だとかそういったものにどういふふうに対応するのかなというふうな疑問を感じるものですからお聞かせをいただきたい。

それと、情報漏えい等々のセキュリティポリシーを、つくるんですか、新たに。それとも、今ある町のポリシーをそのまま準用するということなんでしょうか。おっしゃるとおりで、少なくとも学校の先生方にこのシステムを入れると同時に、運用基準というか、情報管理基準というんですか、規程というんですか、そういうものは当然示さなきゃならないだろう

と。そうでないと先生方も大変困るんだろうというふうに思いますので、その辺をどう考えていらっしゃるのか。

あと、ビスタなんですが、先ほど言ったように、町でそういう検証をしていないというのはちょっと、要するに使ったことがないのに採用をそれに決めるというのはちょっと理解ができにくいんですけれども。今まで十分使ってきたというものであるのであればそういう判断をしたというのはよく理解できるんですが、ちなみに、ビスタというのは一般的には非常に評判は高くないというか、使い勝手あるいは起動上の問題で非常に遅いと。処理能力が遅いと。経年たつと、データの蓄積とともになおさらスピードが落ちるだとか、そういうことが言われて、そういった中で、ウィンドウズ7が新たにXPをベースにして、一つ前のXPをベースにして、ビスタの弱点と言われるものを改善して、販売当日だけでビスタの総売上本数を1日で超えちゃったというような商品なんですよ、このセブンというのは。逆に言うと、それだけビスタは評判はよくないというものなんです。そういったものをあえて選ぶというのは、検証不足じゃないのかなというふうに思うんですね。それと、あわせて、今、パソコンを購入される方は、無償でこのバージョンアップというんですか、ビスタからセブンへのバージョンアップができますよという権利も一緒に、購入と同時に買ってバージョンアップをさせるというような方法もとっているんですよ。ですから、まだ間に合うのであれば、その辺の検証を十分されるべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

最初に、サーバーの盗難関係ということでのご心配でございますけれども、今回のサーバーについては、それぞれの役場のシステムと違いました、それぞれのパソコンにもある程度データの保存はできるというようなことで考えています。そして、重要な部分といいますか、より情報管理をきちんとしなきゃならない部分については、新規のサーバー、こちらの方

に保存してバックアップをとっていくというふうな体制をとっていきたいというふうに考えております。ですから、全部ではないんですけども、個人のパソコンでの保存管理の部分と、サーバーによります管理の部分が出てくるというふうに考えています。

確かに、そんなに大きなサーバーではないんで盗難等の方の心配は、盗難によるいろんな作業に対しての影響というのは当然考えられるかと思うんですが、その辺については管理について十分に配慮していく中で対応していきたいなというふうに思っています。

それから、セキュリティポリシーの件なんですけれども、これについては現在、町の方でも十分なポリシーを持っています。そういったものを備えて、準用しながらというよりも、新たに制定するような形にはなるんですが、当然、町のポリシーを踏まえたものでポリシーをつくっていききたいというふうに考えております。

それから、ビスタの基本OSの関係なんですけれども、お話のところでバージョンアップの関係とか、ちょっと私もその辺勉強不足なところがあって、十分な知識がなかったということについてはご指摘のとおりの部分があるかと思うんですが、ただ、これについては、決定までについてはそういった情報教育研修会とかの議論を経ている中だったので、私どももそれでいいものというふうに考えていました。ただ、ご指摘のとおりの不具合等があるのであれば、そういったバージョンアップの対応等については、この中でできるものかどうか、変更等の中でできるかどうかは別にしても、ちょっと考えてみたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第 107号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後4時13分 休 憩

午後4時21分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 「委発第2号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第22、委発第2号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。議会運営委員長高平聡雄君。

議会運営委員長（高平聡雄君）

委発第2号

大和町議会議長 大須賀 啓殿

提出者 大和町議会運営委員会提出でございます。

大和町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

大和町議会会議規則の一部を改正する規則

大和町議会会議規則（平成3年大和町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第63条中「第55条（質疑の回数）及び」を削る。

一番最後のページをお開きをいただき、新旧対照表でごらんになっていただきたいと思います。

この下線部分を、新の方で、「（質疑または討論の終結）」というふうな形にさせていただくということでございます。

前ページにお戻りいただきまして、議員各位ご承知のとおり、1年半に及ぶ一般質問の大和町の一問一答式等々の議論を経て、前回の9月議会終了後の議会活性化特別委員会で皆様にご承認をいただきましたとおり、大和町方式での一問一答方式を導入するというので、その規則の変更についてご承認をいただいたものを文字に落としたものでございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから委発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 「委発第3号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書」

議長（大須賀 啓君）

日程第23、委発第3号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務常任委員長・平聡雄君。

総務常任委員長（高平聡雄君）

委発第3号

大和町議会議長 大須賀 啓殿

提出者 総務常任委員会 高平聡雄

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書（案）でございます。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

この裏面の意見書の中段以降をごらんになっていただきたいと思っております。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負担が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があること等を考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること、及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから委発第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま意見書が可決されましたが、字句その他の整理を要するものについてはその整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ声あり

異議なしと認めます。よって、字句その他の整理は議長に委任することに決定しました。

日程第24 「委員長報告（平成21年請願第1号「畜産経営の飼料高騰及び不況による経営危機に対する助成に関する請願書）」

議長（大須賀 啓君）

日程第24、委員長報告（平成21年請願第1号「畜産経営の飼料高騰及び不況による経営危機に対する助成に関する請願書」）を議題とします。

本件に関し、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。委員長大友勝衛君。

産業建設常任委員長（大友勝衛君）

それでは、委員会報告を申し上げます。

大和町議会議長 大須賀 啓殿

産業建設常任委員会

請願審査報告書

本委員会は、平成21年9月18日付託された請願について審査の結果、別紙のとおり

決定いたしましたので、会議規則第94条の規定によりご報告をするものでございます。

紹介議員は記載のとおりでございます。

請願者の住所氏名につきましては、肥育牛生産農家代表 門間政好、ほか3名、列挙のもとに請願が出されました。

畜産経営の飼料高騰及び不況による経営危機に対する助成に関する請願でございます。

審査の内容につきまして、経過等を含めてご報告を申し上げたいと思います。

審査の経過としまして、平成21年9月18日に、9月定例会において付託をされました。

21年9月29日、産業振興課より「畜産経営の飼料高騰及び不況による経営危機に対する助成に関する請願書」について、本町の畜産の現状について説明をいただいたところであります。

そして、11月10日、JAあさひな営農センターで調査を行っております。JAあさひな管内の畜産の状況等について担当職員等々を含めて説明をいただきました。

また、あわせて、大郷町農政商工課で調査をいたしまして、大郷町の飼料高騰対策緊急支援事業についての内容等の説明をいただきました。

その後、調査内容について委員会で協議をいたしました。

11月25日並びに11月27日、2回に分けましてその審査内容、報告内容について取りまとめを行って、12月11日、きょう、報告という運びでございます。

委員会の意見としまして、平成21年9月18日に付託された本件については、当委員会において関係課並びにJAあさひなと大郷町から意見を聴取し、慎重に審議をいたしました。

今回の請願は、肥育牛及び繁殖牛・酪農の畜産経営は、飼料価格の高騰及び世界的な不況の影響により経営危機状態のため、支援をお願いしたいという内容でありまして、まず、飼料価格についてみると、一昨年来上昇を続け、今年になって落ちついてきたもののまだ高値状態にあると。一方、牛肉の市場価格は不況による消費低迷により下がり続け、今年になってようやく下降幅が小さくなってきている状況であります。加えて、肥育牛の場合は生産販売まで数年を要するので、高コストの牛を抱え、さらに苦しい状況にあります。このような状況から、国等による支援対策は講じ

られているものの、まだ十分なものではなく、畜産農家は経営努力の限界にきているものと考えられます。

一方、畜産業の本町農業における位置づけは、畜産販売額は水稻に次ぐ大きさであり、しかも畜産農家34戸のうち22戸が認定農業者であり、地域農業のリーダーとして活躍している状況にあります。

また、環境保全型農業を推進するために必要な有機質肥料、堆肥ですね、生産の一翼を担っており、環境保全米、飼料作物などたくさんの田畑に還元され、農業と畜産業は地域内で相互に密接に連携している状況にあります。

以上のことから、畜産業が地域農業の振興に果たす役割は極めて重要であり、畜産農家を支援することによって営農意欲の喚起と再興、継続的な生産力を確立することになり、より多くの畜産農家が今後とも地域農業と連携しながら経営を持続させることができると判断をいたしましたものであります。

よって、本件につきましては採択といたします。

以上、ご報告を申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。(「どうもありがとうございました」の声あり)

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第25 「請願第2号 「協同労働の協同組合法」(仮称)早期制定を
求めることについて」

議長 (大須賀 啓君)

日程第25、請願第2号 「協同労働の協同組合法」(仮称)早期制定を
求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、紹介議員の説明を求めます。3番伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

請願第2号

請願者の住所氏名 宮城県仙台市泉区黒松1丁目31-9 日本労働者協
同組合連合会(ワーカーズコープ)センター事業団 東北事業本部 平山
清一

紹介議員 記載のとおりでございます。

「協同労働の協同組合法」(仮称)早期制定を求めることについて
請願の要旨

「協同労働の協同組合法」(仮称)の早期制定を求めるよう、国に対し
て意見書の提出をお願いいたします。

請願の理由

日頃より、私ども市民会議、及び労働者協同組合に対するご指導、ご支
援に深く感謝申し上げます。

私たちは、働く者や市民が協同で出資し、経営し、働く「協同労働」を
旨とした新たな協同組合法の制定を求めて、活動を進めております。

今の法律では、「労働者」は「雇われる人」で、「雇用労働」しか想定
されていませんが、「協同労働の協同組合法」は、人々が協同し、この社
会の主人公として、社会的に意味のあることに責任を持って行う道を「仕
事・労働」の面でも法的にひらこうとするものです。

時代の変化の中で、地域社会と労働環境の厳しさは増すばかりですが、この
「法律」は、地域の市民による地域振興、就労創出を推進する制度として、各
方面から期待が寄せられています。

すでに、G7各国では、「社会的協同組合法」（イタリア）、「生産労働者協同組合法」（フランス）等、以前から同様の法制度が整備され、その有効性が証明されております。

国会でも、坂口力元厚生労働大臣を座長として、超党派の国会議員の方々による「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）を考える議員連盟」の発起人会（衆議院解散で現在は中断）が開かれ、埼玉県北本市議会を初めとして、全国の700各県市町村では、この法の速やかな制定を求める「意見書」が採択されました。

宮城県では、県議会、大崎市はじめ登米、栗原、多賀城、塩釜、石巻、名取、角田市議会、利府、七ヶ浜、女川、大郷、富谷、柴田、大河原、村田、蔵王町議会において、意見書の採択をいただいております。

皆様の議会におきましても、国の関係機関へ法制定を後押しする意見書を提出していただけますよう、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

お諮りします。ただいま議題となっております請願第2号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査し、さらに閉会中の継続審査もできることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第2号は産業建設常任委員会に付託の上、審査し、さらに閉会中の継続審査もできることに決定しました。

日程第26 請願第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

議長（大須賀 啓君）

日程第26、請願第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める請願書を議題とします。

朗読を省略して紹介議員の説明を求めます。1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

それでは、請願第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める請願書の説明をさせていただきます。

紹介議員は書いてあるとおりでございます。

請願者の住所氏名 宮城県仙台市青葉区本町2-1-29 仙台北町ホンマビル4階 宮城県保険医協会 理事長 北村龍男でございます。

趣旨につきましては、別紙でございます。

請願の要旨

歯科医療について保険適用範囲の拡大と自己負担の軽減をめざした制度の改正について、国に対して意見書の提出を求めるものです。

請願の理由

歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されています。また国民医療費の節減にも効果があることが「8020運動の実績」で実証されています。そして多くの国民は、歯科医療について保険の利く範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいます。また、保険証1枚でよい歯科医療を安心して受けられるようにしたいと願っております。

しかし現実には政府の歯科医療報酬政策等によって、このような歯科医療の効用をいかしきるための歯周病治療や義歯治療が保険では十分にできず、「保険の利く範囲の拡大を」という国民の要望に応えられない状況におかれています。

2008年4月の診療報酬改定で、歯科分野の基礎的技術評価が引き上げられたとはいえ、わずかな財源で正常な評価になっておりません。安価な報酬で患者を長期に継続管理していくことを歯科医療機関に求めるものとなっています。そのことによって、歯科医師はじめ、歯科衛生士、歯科技工士等すべての歯科医療従事者の就労環境が一段と厳しくなっており、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きています。こうした状況を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたし、国民医療費の節減にも逆行しかねません。つきましては、歯科医療について保険適用範囲の拡大と自己負担の軽減をめざした制度の改正について意見書を国に対して提出することを請願いたします。

以上のとおり、お願いいたします。ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

お諮りします。ただいま議題となっております請願第3号は、社会文教常任委員会付託の上、審査し、さらに閉会中の継続審査もできることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ声あり

異議なしと認めます。よって、請願第3号は社会文教常任委員会に付託の上、審査し、さらに閉会中の継続審査もできることに決定しました。

日程第27 「所管事務調査の申し出について」

議長（大須賀 啓君）

日程第27、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第9回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時44分 閉 会